

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.6.4	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	838200	大ヶ口簡易郵便局	○	岩手県上閉伊郡大槌町大ヶ口1-20-32	○	○	○	×	○	○	-
H30.6.10	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	240000	乗鞍山頂簡易郵便局	○	岐阜県高山市丹生川町岩井谷乗鞍岳1223	○	○	×	×	×	×	-
H30.6.11	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	857110	次年子簡易郵便局	○	山形県北村山郡大石町次年子1748	○	○	○	×	○	○	-
H30.6.16	住居表示変更	変更前	郵便局	810770	若林郵便局	-	宮城県仙台市若林区南小泉梅木43	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	810770	若林郵便局	-	宮城県仙台市若林区かすみ町17-44	-	○	○	○	○	○	-
H30.6.18	移転・改称	変更前	郵便局	033140	本庄七軒町郵便局	-	埼玉県本庄市駅南1-4-11	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	033140	本庄早稲田駅前郵便局	-	埼玉県本庄市早稲田の杜2-1-75	-	○	○	○	○	○	-
H30.6.18	移転	変更前	郵便局	212460	永和郵便局	-	愛知県愛西市大井町弥八6	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	212460	永和郵便局	-	愛知県愛西市鱒江町郷裏103	-	○	○	○	○	○	-
H30.6.23	廃止	変更前	郵便局	322070	魚津双葉郵便局	-	富山県魚津市双葉町1-17	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.6.30	契約解除	変更前	営業所	797070	荒木簡易郵便局	○	鹿児島県大島郡喜界町荒木305	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.6.30	契約解除	変更前	営業所	847430	沖田面簡易郵便局	○	青森県三戸郡南部町沖田面久保50	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。